



お知らせ・募集



くわしくは
浦添市
ホームページへ

税金・保険・年金

「国民健康保険税および
「後期高齢者医療保険料」第
7期納期限

国民健康保険課

☎ 内線 3712・3717
3722

令和4年度「国民健康保険
税」および「後期高齢者医療保
険料」第7期納期限は、1月31
日(火)です。納め忘れにご注意
ください。

国民健康保険証の更新時期
国民健康保険課 資格賦課
係

☎ (876) 1288

次のいずれかに該当する被保
険者へ、国民健康保険証を3月
上旬から郵送します。
ただし、修学特例、遠隔地の被
保険者証は窓口での更新とな
り、更新手続は3月上旬を予定
しています。

対象者 平成17年4月2日以
降に生まれた被保険者または
令和5年2月1日時点で国民
健康保険税に滞納がない世帯
の被保険者

※国民健康保険税の納め忘れは
ありませんか？納め忘れがある
と、窓口での更新となります。

要介護等認定者の諸証明
書の発行

いきいき高齢支援課

☎ (876) 1297

障害者控除対象者認定書

65歳以上で要介護・要支援認
定を受けている人は、障害者手
帳等の交付を受けていない場
合でも、障害者控除対象者の認
定を受けることにより、所得税
や市・県民税の申告をする際、
障害者控除の対象となる場合
があります。

対象 65歳以上で要介護・要支
援認定を受けている人のうち、
市長が認める人

交付申請先 いきいき高齢支
援課介護認定担当窓口

●おむつ代医療費控除証明書

確定申告の際に、おむつ代に
ついて医療費控除の手続きを
するには、医師による「おむつ
使用証明書」の添付が必要にな
ります。

ただし、2年目以降の手続き
で介護保険における要介護・要
支援認定を受けている人につ
いては、一定の条件を満たす
と、医師による「おむつ使用証
明書」に代えて市長が発行する
「おむつ代の医療費控除事項証
明書」を添付し、手続きできる
場合があります。

対象 疾病等により概ね6か
月以上にわたり寝たきり状態
で、おむつの使用が必要と医師
が認める人
交付申請先
・初めて控除申請する人はかか

国民健康保険被保険者の皆
さま、申請忘れはございま
せんか？

国民健康保険課

☎ 内線 3713・3714

出産育児一時金の支給

国民健康保険被保険者が出
産したとき、申請すると出産育
児一時金が支給されます。また、
妊娠85日以上であれば流産・死
産の場合でも支給されます。

●葬祭費の支給

国民健康保険被保険者が亡
くなったとき、申請すると、
葬祭を行った人に対し、葬祭費
として3万円支給されます。

●全額支払った医療費などの
一部を払い戻し

やむを得ない理由などで、医
療機関の窓口で、医療費を一旦
全額支払った場合、申請すると
支払った費用の一部が払い戻
される場合があります。

●入院時の食事療養費の差額
を支給

やむを得ない理由で入院先へ
「標準負担額減額認定証」を提示
できず、通常の食事代負担額を
支払った場合は、申請すると食
事代の差額分が支給されます。

●高額療養費の支給

国保加入者が診療を受け、
負担額が一定の額(自己負担限
度額)を超えた場合に支給され
ます。

暮らし・環境・福祉

下水道使用料の改定

経営企画室

☎ (877) 4869

下水道事業の健全で安定的
な経営を行い、利用者の皆さま
に将来にわたって安心して下
水道をお使いいただくために、
4月1日から下水道使用料が
変わります。4月1日以降の使
用分から新料金適用となりま
すので、ご理解とご協力をよろ
しくお願いします。詳しくは市
ホームページをご覧ください。



▲下水道使用
料の改定

電力・ガス・食料品等価格高
騰緊急支援給付金の申請は
お済みですか？

国民健康保険課 資格賦課
係
☎ 0120(098)115

対象者 ①令和4年9月30日
時点で浦添市に住民登録があ

●高額な医療費を一度に支払わ
ずに済む制度があります

医療費が高額になる場合でも、「限度額認定証」を提示する
と医療機関で支払う金額の上
限が自己負担限度額までとな
り、高額となった医療費を一度
に支払わなくて済むようにな
ります。
※支給を受ける権利は、2年を
経過すると時効により消滅す
るのでご注意ください。詳しく
は国民健康保険課へ問い合わ
せください。

給与支払報告書の提出

国民健康保険課

☎ (876) 1275

前年中に給与等の支払いを
した事業主(個人・法人)は、給
与支払報告書を期限内に提出
してください。

※マイナンバー(個人番号・法
人番号)の記載漏れにご注意く
ださい。

提出期限 1月13日(金)まで
※早めの提出にご協力をお願い
します。

提出書類 給与支払報告書総
括表、個人別明細書各1部

※総括表は浦添市の様式をご
利用ください。



▲給与支払報
告書の提出

市県民税・国民健康保険税
の税申告が始まります

国民健康保険課

☎ (876) 1275

受付期間 平日は2月16日(木)
(3月15日(水)、休日は2月19
日(日)、2月26日(日))
受付時間 午前9時～午後4時
場所 市役所9階

必要書類

①源泉徴収票、給与明細書、収
支明細書 収入支出簿、領収書
等の前年1月～12月までの収
入経費等を証明するもの
②前年1月～12月までに支
払った社会保険料の領収書、
生命保険料払込(控除)証明書
③医療費控除の明細書・障害者
手帳・ふるさと納税等のその他
各種控除に関する証明書



▲税申告が始
まります

償却資産の申告はお済み
ですか？

国民健康保険課

☎ (876) 1278

市内で事業を行っている法
人・個人事業主の皆さんへ。
事業のために所有している
償却資産は、地方税法で申告が
義務付けられています。期限内
の申告をお願いします。
住宅に設置している太陽光
発電設備でも申告が必要な場
合があります。
・個人または法人の所有する事

一人で抱え込まずご相談ください

話をお聞かせ
ください

市内在住の生活にお困りの人で、生活保護を受けていない人に対し、相談窓口で生活のことや、仕事のことについて
話を伺いながら解決に向けた提案やお手伝いをします。一人で悩み、抱え込まずにどのようなことでも結構です。

こんな相談ができます

① 生活に不安がある 働きたいけど、どうしていいか分 からない	就労支援	収入が少ない等、生活に困っている人の就労支援を行 い自立に向けてサポートします。
② 仕事を探している 収入減で困っている	住居確保 給付金	新型コロナの影響などで離職または収入が減り、家 賃の支払いが困難な人に家賃の給付を行います。 ※収入などの要件あり
③ 住む場所がない	一時生活 支援事業	住む場所がない人に一定期間に限り、宿泊場所や食 事の提供をします。 ※収入などの要件あり
④ 社会との関わりに不安があるが 働きたい	就労準備 支援事業	仕事を長い間していない、社会との関わりに不安がある 人を就労準備支援に繋ぎ、解決に向けてサポートします。

一緒に考え、関係機
関と連携して解決の
お手伝いをします。



受付時間／午前9時～正午
午後1時～5時
(土日・祝日を除く)

市役所1階
浦添市自立サポートセンター・てだこ未来 ☎ 直通 (875) 5065